

■エゾシカ可猟期間の全期間で捕獲が禁止される区域（その4）

振興局等	市町村	エゾシカ捕獲禁止区域
十勝	帯広市	国有林十勝西部森林管理署 290 林班イ小班、291 林班ロ小班、292 林班ろからちまで、イ、ロ、ニ及びホの各小班、293 林班ろからにまで及びロの各小班、294 林班い、に及びほの各小班、296 林班い、い01、ろ及びほの各小班、297 林班い、イ及びロの各小班、303 林班い、イ及びロの各小班、304 林班、327 林班い、ほ、へ、ち及びりの各小班、328 林班い、はからほまで及びイの各小班、330 林班いからはまで及びイの各小班、331 林班い、ろ及びイの各小班、333 林班い、ろ及びりの各小班、334 林班いからはまでの各小班、335 林班い及びろの各小班的区域
	鹿追町	①国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 2134 林班い及びイの各小班、2135 林班い、イ及びロの各小班、2140 林班い小班、2141 林班い小班、2143 林班い小班、2144 林班い小班、2149 林班い、イ、ニ及びホの各小班、2151 林班い及びイの各小班、2153 林班い小班、2154 林班い小班、2155 林班い及びイの各小班、2156 林班い、は及びイの各小班、2157 林班い及びイの各小班、2165 林班い小班、2170 林班い小班、2171 林班い及びロの各小班、2172 林班い小班、2174 林班いからちまで、ち01、イ及びイ02の各小班、2177 林班、2178 林班の区域 ②国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 2136 林班は、は01、に、に01、に02、ほ、ほ01、へ、と、ち02、ロ、ニ及びりの各小班、2158 林班いからにまで、ほ01からほ04まで及びニの各小班、2159 林班い、ろ01、ろ03及びイの各小班、2160 林班に、に01及びほの各小班、2161 林班は、に、に01からに03まで、へ、り、ぬ、ぬ01からぬ03まで及びハの各小班的区域
	上士幌町	国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 52 林班は及びイの各小班、53 林班は及びイの各小班、69 林班い、い01及びイの各小班、70 林班いからはまで、い01、ほからちまで、イ及びロの各小班、71 林班い、ろ及びイの各小班、74 林班、75 林班、76 林班、77 林班、78 林班、79 林班、80 林班、81 林班い小班、82 林班い、ろ及びイの各小班、83 林班い及びろの各小班、84 林班い及びろの各小班、85 林班い及びろの各小班、90 林班い小班、91 林班い、ろ及びロの各小班、92 林班いからはまで及びロの各小班、93 林班い及びろの各小班、99 林班い小班、107 林班い小班、108 林班い小班、109 林班い小班、111 林班い小班、112 林班い小班、113 林班い小班、115 林班いからはまでの各小班、117 林班い小班、118 林班いからはまで及びロの各小班、119 林班いからはまで、は01、ほ及びロの各小班、120 林班いからはまでの各小班、121 林班い及びろの各小班、122 林班い及びろの各小班、125 林班い小班、128 林班い小班、130 林班い小班、131 林班いからほまで及びハの各小班、132 林班い及びろの各小班、193 林班い小班、196 林班い及びイの各小班、198 林班ろ小班、200 林班ろ及びイの各小班、2173 林班、2175 林班、2176 林班、2177 林班の区域
	新得町	国有林十勝西部森林管理署東大雪支署 1014 林班い、い01、ろ01、ろ02、は、に、に01、に02、ほ、へ01及びイからホまでの各小班、1015 林班い、ろ、ろ01からろ06まで、は、は01からは03まで、に、に01、ほ01、ほ02、へ、へ01からへ03まで、と、ち、ち01、り、り01、イ及びロの各小班、1016 林班ろ及びろの02の各小班、1151 林班、1153 林班い、い01、ろ、は、ロ及びハの各小班、1154 林班い、い01、ろ、は、ロからへまでの各小班、1158 林班いからはまで、は01及びロからにまでの各小班、1159 林班い及びトの各小班、1165 林班い小班、1166 林班い小班、1167 林班い、ろ及びほの各小班、1168 い及びい01の各小班、1169 林班い小班、1171 林班い小班、1183 林班い、ろ、ろ01、は、へ、へ01、へ02及びロの各小班、1184 林班い及びろの各小班、1185 林班い及びろの各小班、1186 林班い及びろの各小班、1187 林班い、ろ及びイの各小班、1190 林班い及びろの各小班、1191 林班い及びろの各小班、1192 林班い及びろの各小班、1194 林班い小班、1195 林班い小班、1196 林班い及びろの各小班、1198 林班い及びい01の各小班、1204 林班、1205 林班、1206 林班ろ、は及びは01の各小班、1207 林班ろからへまで及びほ01の各小班、1208 林班ろからほまでの各小班、1209 林班いからほまでの各小班、1210 林班いからにまで、は01及びイの各小班、1211 林班いからはまで、ろ01及びハの各小班、1212 林班いからにまでの各小班、1213 林班、1214 林班、1215 林班ろ及びロの各小班、1270 林班い、ろ及びろ01の各小班、1271 林班い小班、1275 林班い小班、1276 い及びろの各小班、1277 林班い、ろ及びイの各小班、1278 林班い、ろ及びイの各小班、1285 林班、1286 林班、2006 林班いからへまで、へ01、とからぬまで、ぬ01、る、わからつまで、お及びイの各小班、2007 林班いからるまで、わからつまで、ね、な、お及びイの各小班、2008 林班い、ろ01、と、つ及びつ01の各小班、2009 林班い、い01及びろからほまでの各小班、2010 林班い、い01、は、は01、れ、そ、ゆ、ゆ01及びも02の各小班、2011 林班い、ろ、ろ01、は、つからうまで、の、く、く01、や、え、あからみまで、ひ、す及びニの各小班、2012 林班いからとまで、と01、ぬ、る、わ、か、れ、つ、ね、らからうまで、の、からふまで、こ01、え、て及びイの各小班、2013 林班い、は、は01及びつ01の各小班、2051 林班、2053 林班い、なら、の、ま及びえの各小班、2054 林班い小班、2069 林班ろ、は01、は02、に、に01、に02、ほ、ほ01からほ05まで、へ、へ01からへ06まで、イ及びロの各小班、2077 林班い、い01、は、に、に01からに03まで、ほからとまで、と01からと08まで、ち、ち01からち05まで及びイの各小班的区域
	清水町	国有林十勝西部森林管理署 19 林班イ小班、22 林班イ及びイ01の各小班、23 林班ト及びト01の各小班、24 林班イ小班、27 林班イ小班、28 林班イ小班、33 林班イ小班、34 林班い、ろ及びイの各小班、35 林班い及びロの各小班、36 林班い及びイの各小班、37 林班ロ小班的区域
	芽室町	国有林十勝西部森林管理署 248 林班い、い01、わ、か、や、え及びイからトまでの各小班、254 林班い及びロからへまでの各小班、256 林班い及びロの各小班、257 林班い、ろ01及びイの各小班、258 林班い、ろ及びイの各小班、259 林班い、ろ、ろ01及びイの各小班、260 林班い小班、262 林班、263 林班、265 林班、266 林班い、い01、と、ハ及びニの各小班、267 林班い小班、271 林班い、ろ、た、た01、れ、そ、ねかららまで、イ及びハからへまでの各小班、272 林班い、わ、イ及びニの各小班、273 林班い、い01、た、れ、イ、ニ及びホの各小班、277 林班い及びイからにまでの各小班、278 林班い及びイの各小班的区域
	中札内村	国有林十勝西部森林管理署 352 林班は及びにの各小班、353 林班ほ小班、355 林班、356 林班、357 林班、358 林班ろ、は、イ及びロの各小班、359 林班、360 林班、361 林班、362 林班、363 林班、364 林班、365 林班い、い01、イからへまで及びホの各小班、366 林班い、い01、イ及びロの各小班、368 林班い、い01及びイからへまでの各小班、369 林班い、ろ及びイまでの各小班、370 林班い01小班、371 林班ろ及びはの各小班、372 林班い小班、373 林班い及びニの各小班的区域
	大樹町	国有林十勝西部森林管理署 2017 林班、2018 林班、2019 林班い小班、2020 林班い小班、2021 林班い及びい01の各小班、2023 林班、2024 林班い小班、2025 林班い小班、2026 林班い小班、2027 林班い小班、2028 林班、2029 林班、2030 林班い、ろ及びとの各小班、2040 林班い01小班、2042から2044までの各林班、2065 林班、2066 林班、2067 林班い小班、2068 林班い小班、2069 林班い小班、2070 林班い小班、2071 林班、2072 林班い小班、2073 林班い及びい01の各小班、2099 林班い及びい01の各小班、2100 林班い、い01及びい02の各小班、2101 林班い小班、2102 林班い、い01、い02及びろの各小班、2103 林班、2104 林班、2105 林班い小班、2106 林班い小班的区域
	広尾町	国有林十勝西部森林管理署 1005 林班い及びほの各小班、1006 林班、1007 林班、1008 林班、1012 林班い小班、1013 林班い小班、1015 林班い、は、は01、に及びほの各小班、1016 林班い、ろ、ろ01、り、ぬ、ぬ01、る及びおの各小班、1017 林班、1018 林班、1019 林班い、い01、い02及びろからにまでの各小班、1020 林班、1021 林班い、い01、い02、ろ、ろ01及びへ各小班、1022 林班いからはまでの各小班、1023 林班、1029 林班、1060 林班、1061 林班、1074 林班、1075 林班い、ろ及びイの各小班、1076 林班い及びほの各小班、1082 林班い、ろ、ろ01、ろ02、は及びイの各小班、1083 林班、1084 林班、1085 林班い、ろ、に及びに01の各小班、1088 林班、1089 林班、1090 林班、1091 林班い小班、1094 林班い小班、1097 林班、1098 林班、1103 林班い小班、1104 林班い小班的区域
	足寄町	国有林十勝東部森林管理署 318 林班ま及びけの各小班、319 林班い、りからるまで、ろ01、わ、わ01、か、れ、そ、つ、つ01、お、お01からお03まで及びイの各小班、320 林班、321 林班い01、ろ、は、は01、る、か、よ、た01、れ01、お、イ01、ロ01及びハの各小班、322 林班とからりまで、ぬ01及びイの各小班、323 林班い、に、ほ及びイからハの各小班、324 林班いからにまで、と01、ち、ぬ、ぬ01及びイの各小班、325 林班い、は、に、ほ01、へ01、イ及びロの各小班、326 林班ろ02小班、327 林班い、にからとまで、り、ぬ01、ぬ03、お及びイの各小班、329 林班い、い01、は、に、へ及びとの各小班、339 小班へ及びとの各小班、340 林班い、い01、は、に、に01及びほの各小班、343 林班ち02小班、355 林班り、ぬ、る、わ02、か、た及びれの各小班、356 林班い、は、に、へからぬまで、イ及びロの各小班、357 林班は05、に、ほ及びとの各小班、358 林班い及びは、は01、は02、に、ほ、ほ01、への各小班、359 林班い、は01、ほ01、へからち及びるの各小班、360 林班、361 林班い及びほの各小班、362 林班いからに、へ、ぬ01、わ及びかの各小班、366 林班、367 林班い小班、368 林班は02小班、369 林班り02小班、370 林班ろ、ぬ、ぬ01、お及びお01の各小班的区域

■エゾシカ可猟期間の全期間で捕獲が禁止される区域（その5）

振興局等	市町村	エゾシカ捕獲禁止区域
釧路	厚岸町	国有林根釧西部森林管理署 205 林班ニ 02 小班、206 林班ハ 01 小班、207 林班チ 01 小班、208 林班ト 01 小班、214 林班ニ 02 小班、215 林班ハ 01 小班、216 林班ホ 01 小班、217 林班ロ 01 小班、218 林班ロ 01 小班、219 林班ロ 01 小班、220 林班ハ及びニの各小班、221 林班ホ 01 小班、223 林班ロ及びハの各小班、224 林班ホ 01 小班、311 林班ロ 01 小班、312 林班ロ 01 及びニの各小班的区域
	標茶町	国有林根釧西部森林管理署 3403 林班わ、よ、た、な、の、き、めからしまで、ひ、ひ 01 及びひ 02 の各小班、3408 林班いからりまで、り 01、ぬ、ぬ 01、ぬ 02、る、わからそまで、そ 01、つからむまで、お、イ、ロ及びトの各小班、3409 林班ろ、は、に 01、た、れ、れ 01、そ、つ、つ 01、ね、な 01、お、イ及びロの各小班、3410 林班と 02 及びぬ 01 の各小班的区域
根室	根室市	国有林根釧東部森林管理署 1003 林班ろ、りからるまで、かからたまで、イ、ヌ及びルの各小班、1004 林班い及びトの各小班、1005 林班い、い 01、イ、ロ 01 及びトの各小班、1006 林班い 01、へ及びルの各小班、1007 林班ろ、は、ロ 1 及びニの各小班、1008 林班ロ 1 小班、1010 林班ロ 01 小班、1013 林班いからるまで、わからねまで、お、お 1、お 2、イ、ロ、ニ及びホの各小班、1014 林班な 01 小班、1015 林班る、わ、か 01、ね、な及びおの各小班、1017 林班いからるまで、わ、か、か 01、よ、お、イ、ロ及びニの各小班、1018 林班お、イ及びロの各小班、1019 林班ほ、ぬ、る、お、ロ及びホの各小班、1025 林班の区域
	中標津町	国有林根釧東部森林管理署 448 林班いからはまで、は 01、にからへまで、へ 01、と、ち、ち 01、りからるまで、わからねまで、ね 01、なからうまで、の及びおの各小班、449 林班よ 01、よ 02 及びよ 04 の各小班、454 林班いからほまで、ほ 01、へ、と、ぬ、る、わ、か、たからつまで、ら、む、う、のからくまで及びハの各小班的区域
	標津町	国有林根釧東部森林管理署 35 林班い及びイの各小班、38 林班い及びイの各小班、40 林班い、は、は 01、ほからりまで及びイの各小班、41 林班、44 林班い、り、ぬ、かかられまで、つ 01、つ 02、ね、ね 01、ね 02 及びなの各小班、45 林班ほ、と、り、る、わ、よからそまで、ら、む、む 01、う、の及びの 01 の各小班、46 林班た 03 小班、47 林班いからはまで、ほ、へ、へ 01、と、イ及びハの各小班、48 林班い及びイからハまでの各小班、52 林班い及びイの各小班、55 林班い及びイからハまでの各小班、61 林班い、イ及びロの各小班、62 林班い、イ及びロの各小班、77 林班い及びロの各小班、83 林班、88 林班、93 林班、112 林班ろ及びイの各小班的区域
	羅臼町	①国有林根釧東部森林管理署 111 林班、113 林班、120 林班、126 林班い及びイからホまでの各小班、206 林班い及びロの各小班、207 林班い 01、い 02、ろ、ハ、ハ 01 及びニの各小班、210 林班い、ろ 01、に、イ 02 及びロからホまで及びトの各小班、213 林班い 01 小班、214 林班い及びロの各小班、216 林班ろ 01 小班、217 林班い及びろの各小班、221 林班い 01 小班、222 林班い及びろの各小班、224 林班いからにまでの各小班、225 林班い 01 小班的区域 ②国有林根釧東部森林管理署 204 林班、205 林班は、り、ぬ及びニの各小班、206 林班ぬ 01 小班、208 林班いからはまで、れからねまで、な 01、お 01 及びイの各小班、209 林班いからへまで、へ 01、とからりまで、る、わからねまで、ね 01、な、ら、く、や 01 からや 03 まで、え 01 及びイの各小班、211 林班、212 林班の区域 ③タチヌス川右岸河口と汀線との交点を起点とし、同点から同川右岸を上流に進み国有林根釧東部森林管理署 228 林班と 229 林班の林班界に至り、同点から 228 林班と 229 林班の林班界を東に進み国有林界に至り、同国有林界を北、北西に順次進み国道 334 号との交点に至り、同国道沿いに南東に進み道道知床公園羅臼線との交点に至り、この点から見通し線を南東に進み汀線との交点に至り、同点から汀線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域（ただし、同町礼文町に所在する民有林 17 林班 2 から 8 まで、11 から 13 まで、16、19 から 28 まで、30 から 35 までの各小班並びに同 17 林班 2、3、5、6、7、19、20、22 及び 27 の各小班に囲まれた町営スキー場の区域を除く。）



■エゾシカ可猟期間の一部の期間（令和6年1月1日から1月31日まで）で捕獲が禁止される区域

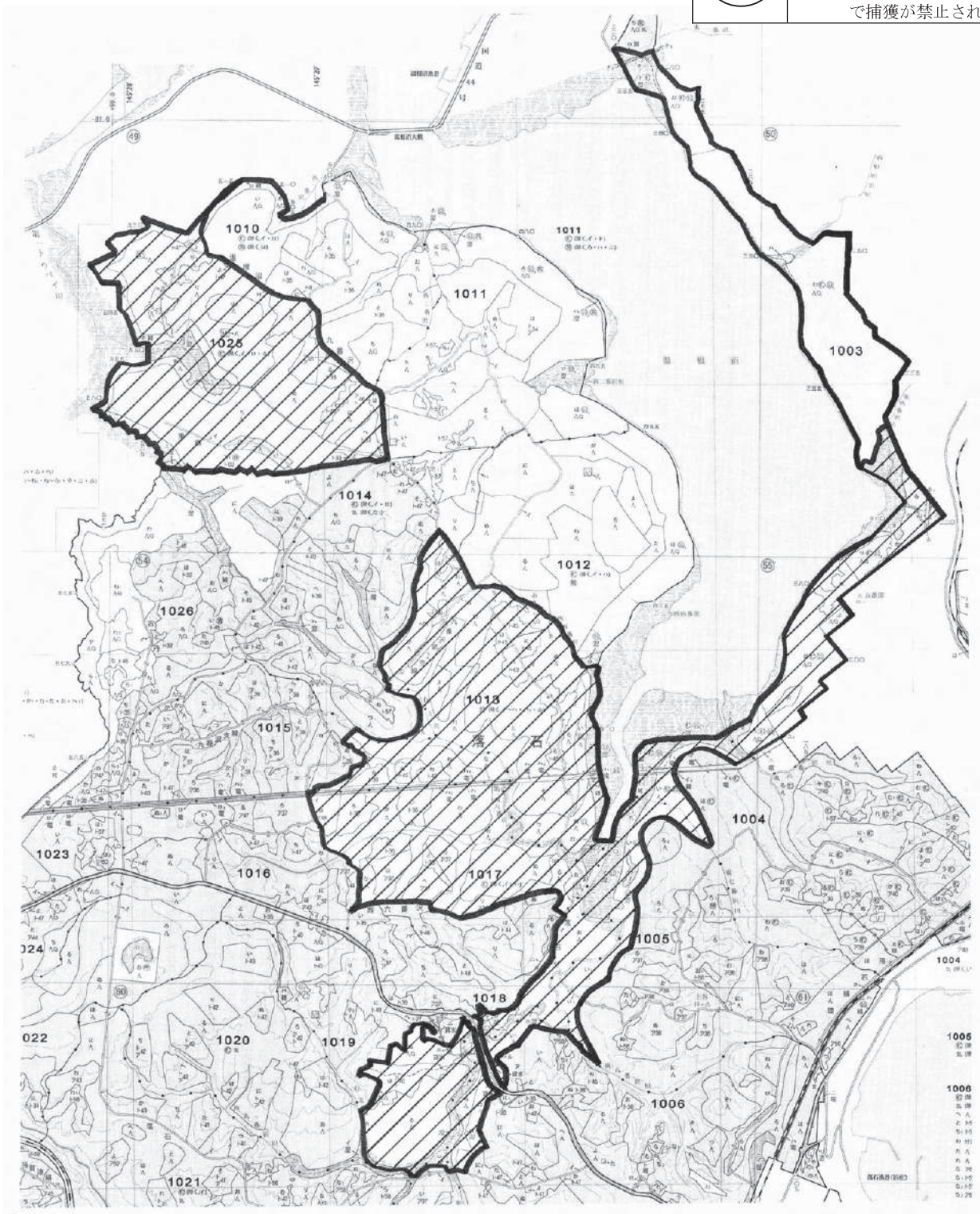
振興局等	市町村	エゾシカ捕獲禁止区域
根室	根室市	国有林根釧東部森林管理署 1003 林班ち 01、わ、お、ハ、ト及びチ 02 の各小班の区域(下図参照)

【エゾシカ捕獲禁止区域詳細図（根室市温根沼地区）】

エゾシカ捕獲禁止区域のうち、下の区域においては、全期間で捕獲が禁止される区域と、一部期間でのみ捕獲が禁止される区域が隣接しているので注意してください。 ※地図編⑤面

＜凡例＞

	エゾシカ狩猟期間の全期間 (令和5年10月1日から 令和6年1月31日まで) で捕獲が禁止される区域
	エゾシカ狩猟期間の一部の期間 (令和6年1月1日から 1月31日まで) で捕獲が禁止される区域



■斜里町の一部区域におけるエゾシカ可猟期間について

斜里町の一部区域では、捕獲効率の低下の防止のため、可猟期間中に2回の中断期間を設定します。
出猟の際には、鳥獣保護区等位置図（地図編）⑤面で区域や期間を十分に確認してください。

可 猟 期 間	区 域
10月21日～ 1月1日 1月13日～ 1月31日 2月10日～ 2月29日	斜里郡斜里町のうち、オシヨコマナイ川左岸河口と汀線との交点を起点とし、同点からオシヨコマナイ川左岸を上流に進み国有林網走南部森林管理署 1308 林班と 1307 林班の林班界に至り、同林班界を東に進み 1308 林班の小班とは小班の小班界に至り、同小班界を南、西、南西、東、南、西に順次進み 1305 林班は小班とに小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1305 林班の小班とろ小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1302 林班と 1305 林班の林班界に至り、同林班界を南に進み 1303 林班と 1305 林班の林班界に至り、同林班界を南に進み 1303 林班の小班とれ小班の小班界に至り、同小班界を南に進み 1303 林班の小班とそ小班の小班界に至り、同小班界を南に進み 1233 林班に小班とね小班の小班界に至り、同小班界を南、西に順次進み 1233 林班と 1234 林班の林班界に至り、同林班界を東に進み 1234 林班と小班とむ小班の小班界に至り、同小班界を南東、南、東、南東に順次進み 1234 林班と小班とち小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1234 林班と小班とろ小班の小班界に至り、同小班界を南に進み 1235 林班の小班とへ小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1235 林班の小班とは小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1235 林班の小班とへ小班の小班界に至り、同小班界を南西に進み 1232 林班と 1235 林班の林班界に至り、同林班界を南東に進み 1232 林班は小班とろ小班の小班界に至り、同小班界を西、南東、西、南西、西、北、南西、北西、北に順次進み 1231 林班と 1232 林班の林班界に至り、同林班界を南に進み 1227 林班と 1228 林班の林班界に至り、同林班界を西に進み 1228 林班の小班とろ小班の小班界に至り、同小班界を南、東、南、北西、南西、北西、北東に順次進み 1225 林班と 1228 林班の林班界に至り、同林班界を西に進み 1220 林班と 1225 林班の林班界に至り、同林班界を北に進み 1220 林班と 1223 林班の林班界に至り、同林班界を北西に進み 1220 林班の小班とは小班の小班界に至り、同小班界を南西、南東、南西に順次進みオチカバケ川右岸との交点に至り、同点からオチカバケ川右岸を下流に進み汀線との交点に至り、同点から汀線に沿って東に進み基点に至る線で囲まれた区域（ただし、国指定知床鳥獣保護区の区域を除く。）
10月21日～ 2月29日	斜里郡斜里町のうち、上記の区域及びエゾシカ捕獲禁止区域以外の区域

【西興部村猟区及び占冠村猟区内の一部除外区域について】

猟 区 名	一 部 除 外 区 域
西 興 部 村 猟 区	紋別郡西興部村のうち、字上興部 91、字札滑 137、266、267、268、282、283、285、286、295、字西興部 166、字忍路子 68-1、69、70、72-1、73-1、74-1、74-2、76-1、77、字六興 170、字中興部 86-1、86-2、86-11、86-12、86-20、86-21、141、144、145、155、165、177、178、179、189、192、193、194、203、207、210、211、212、213、231、233、235、243、262、263、264、265、266、267、268、271、273-1、273-3、274-1、274-3、277-1、278-1、278-3、279、280、字中藻 396、400-1、400-3、400-7、401、字上藻 337、338、339、342-1、350、351-1、354-1、355、360、361、362-1、373-1、373-3、375-1、377-1、378、379-1、382、383、384、385-1、385-5、385-6、387-3、388-1、389-3、390-1、391-1、392、393、394
占 冠 村 猟 区	勇払郡占冠村のうち、字占冠原野 228-1、228-2、228-3、228-4、228-5、228-6、228-7、229-1、229-2、字占冠 240-2、240-6、241-2、249-1、249-2、249-3、250-1、250-6、250-10、2691-2、字トママ原野 1509、字トママ 587、1421、1422、字シムカブ原野 38-2、38-10、38-11、38-12、38-13、38-14、38-34、38-35、38-36、38-37、39-3、39-6、39-15、39-16、39-17、39-22、39-32、39-39、39-77、39-85、40-1、40-2、40-4、40-5、40-13、40-19、40-22、40-23、40-28、40-47、41-1、41-3、46-169、47-35、47-156、48-3、48-24、48-25、48-26、51-1、51-5、51-6、51-7、51-11、51-16、51-39、60-25、60-26、60-27、60-28、60-29、61-2、61-4、61-13、61-14、71-1、71-4、71-5、71-14、76-1、76-2、76-5、76-6、76-7、76-10、76-12、76-13、76-15、114-11、131-1、131-3、131-4、131-6、132、133、135-5、138-1、138-2、138-5、138-6、1019-1、1019-3、1019-4、1019-5、1021-14、2715-1、2715-2、2715-8、2715-9、2716-1、2716-6、2716-7、2716-8、2717-1、2717-4、2739、2740、3025、3110-1、字シムカブ 490-2、490-7、字クテクウンナイ原野 1010-1、1010-3、1011-1、1011-2、1011-3、1083-1、1084-1、1084-2、1084-9、1275-1、1277-1、1320-1、1320-2、1320-3、1320-4、1320-6、1321-1、1321-2、1321-3、1321-4、1321-5、1322、1672、1673、1674、1677、1692、字クテクウンナイ 1341-1、1341-2、1343-1、1343-2、1344、2294、2295、2323-1、2323-2、2324、2329-2、2329-4、2329-5、字アリスラップ 2082-1、2082-2、2082-3、2082-4、2083-1、2083-2、2083-3、2084-1、2084-3、2084-4、2084-5、2084-6、2084-7、2084-10、2084-12、2084-13、2085、2086、2087-1、2087-2、2087-3、2087-4、2088-1、2088-4、2088-5、2089-1、2089-4、2089-5、2089-6、2090-1、2090-2、2090-3、2090-4、2090-5、2090-6、2091-1、2091-3、2091-4、2091-5、2091-6、2091-7、2091-8、2091-9、2091-10、2091-17、2092-1、2092-2、2093、2105-2、2111-1、2111-2、2830、占冠村 97-18、国有林上川南部森林管理署 1238 林班、1239 林班

令和5年度エゾシカ狩猟捕獲個体の残滓受入れ施設一覧

振興局	番号	メッシュ番号	市町村	受入施設名・照会先	受入条件等	料金(税別)
空知	01	②面 シ472	夕張市	夕張市富野国有地 夕張市富野じん芥埋立処分地施設 照会先:夕張市市民課環境生活係 0123-52-3108	受入時間:8:30~16:30 休場日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※夕張市内で捕獲されたエゾシカに限る ※事前に照会先まで電話すること	市民課環境生活係に照会してください
	02	②面 ソ701	美唄市	美唄市茶志内1区 美唄市一般廃棄物最終処分場 0126-66-3663 照会先:美唄市市民部 生活環境課環境係 0126-62-3145	受入時間:8:45~17:00 休場日:日曜日、年末年始(12/31~1/3) ※美唄市内で捕獲されたエゾシカに限る	10kgにつき101円
	03	②面 (④面) テ212	芦別市	芦別市旭町571番地 芦別市ごみ処理センター 0124-22-9594 照会先:芦別市役所 市民環境課生活衛生係 0124-27-7361	受入時間:9:00~16:00 (土曜日、第2・4日曜日は 12:00まで) 休場日:第1・3・5日曜日、12/31~1/3 ※市外からの持込不可 ※事前に電話すること	10kgにつき120円(税込み)
	04	②面 シ673	三笠市	三笠市唐松緑町378-1 一般廃棄物最終処分場 「みどりが丘環境センター」 照会先:同上 01267-2-4781	受入時間:8:30~16:00 休場日:日曜日、祝日、年末年始(12/31~1/3)	①一般 10kgにつき40円 ②事業者 1kgにつき16円
	05	②面 (④面) テ202	歌志内市	歌志内市字上歌32番地の3 歌志内市上歌最終処分場 0125-42-2844 照会先:歌志内市役所 市民課環境交通グループ 0125-42-3217	受入時間:8:30~16:30 休場日:土曜日、日曜日、祝日、 年末年始(12/30~1/4) ※歌志内市内で発生したもの以外は持込 不可 ※事前に搬入日時を照会先へ連絡する こと	10kgにつき130円 (現金払い)
	06	②面 テ103	上砂川町	上砂川町字上砂川65-148,147番地 上砂川町一般最終処分場 0125-62-2220 照会先:上砂川町役場 0125-62-2220	受入時間:8:30~17:00 休場日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※上砂川町で捕獲されたエゾシカに限る	無料
	07	②面 (③面) ソ464	雨竜町	雨竜町字恵俗別207番地299 空知興産(株) 雨竜産業廃棄物処理センター 照会先:同上 0125-78-3222	受入時間:8:30~12:00、13:00~16:30 休場日:土曜日(第2・第4土曜日休場、 8月のみ変則)、日曜日、祝祭日、 年末年始 ※解体したものは受入不可 ※事前に電話確認願います ※祝祭日にはお盆の休日等が含まれます	300円/kg
石狩	08	②面 シ533	札幌市	札幌市北区篠路町福移156番地 札幌市動物管理センター福移支所 011-791-1811 照会先:札幌市動物管理センター 011-736-6134	受入時間:8:45~17:15 休場日:土曜日、日曜日、祝日、 年末年始(12/29~1/3) ※受入対象は札幌市民のみ ※事前に連絡が必要 ※50cm程度の大きさに解体し、ビニール 袋に入れること	15kgまで5,100円、 5kg増す毎に1,700円追加
	09	②面 シ541	江別市	江別市角山69番地 角山開発株式会社 照会先:同上 011-385-2669	受入時間:8:00~17:00(搬入17:00まで) 休場日:日曜日、年末年始、ゴールデン ウィーク、盆休み、成人の日 ※江別市内で捕獲した個体に限る ※最長辺50cm程度に解体し、血液が滴ら ないよう、袋等に入れる ※事前に電話確認願います	①一般 15円/kg(税別) ②事業者 20円/kg(税別)
	10	②面 シ152	千歳市	千歳市美々1292番659 (株)HMエスバス 千歳美々廃棄物処理センター 照会先:同上 0123-42-0530	受入時間:8:00~17:00、 土曜日:8:00~17:00 休場日:日曜日 ※市外からの持込不可 ※持込の場合、事前連絡が必要	1頭につき10,000円
	11	②面 シ343	北広島市	北広島市輪厚723番地 北広島市クリーンセンター 011-377-3423 照会先:北広島市市民環境部 環境課廃棄物管理担当 011-372-3311 内線 4105	受入時間:9:00~12:00、13:00~16:00 休場日:年始(1/1~1/3)、日曜日 ※北広島市内で捕獲されたエゾシカに 限る	有害駆除に係るものについ ては無料。 それ以外は、10kgにつき118 円(事業に伴うもの)
	12	②面 シ731	石狩市	石狩市厚田区聚富618番地 北石狩衛生センター 0133-66-3551 照会先:石狩市役所環境市民部 ごみ・リサイクル課 0133-72-3126	受入時間:9:00~12:15、13:00~17:00 休場日:土曜日、日曜日、祝日、年末年始 ※石狩市内で捕獲した個体に限る ※焼却処理を行うため、角を切断すること ※事前に連絡すること(焼却炉の整備等 により受入不可の場合あり)	①家庭系 10kgにつき80円 ②事業系 10kgにつき120円

上記市町村では、その市町村の区域内で捕獲されたエゾシカの残滓について、ゴミ処分場における受入れを取り扱っております。
なお、市町村によって受入条件が異なりますので、よく確かめてから持ち込んでください。